

答申第111号  
平成28年2月4日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成28年1月20日付佐市資産第1215号により諮問がありました「固定資産税納税義務者情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の利用にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の範囲に限定すること。